

自動車リサイクル法の適切な執行に向けた取り組み

2025年10月21日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

<団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

<代表者> 会長 加藤 敏彦

<設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、
平成24年1月4日 一般社団法人に移行)

<会員数> (自販連会員総合調査より)

○ 通常会員 1,398社 系列・県販売(店)協会62団体

○ 賛助会員 3団体

<支 部>

○ 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

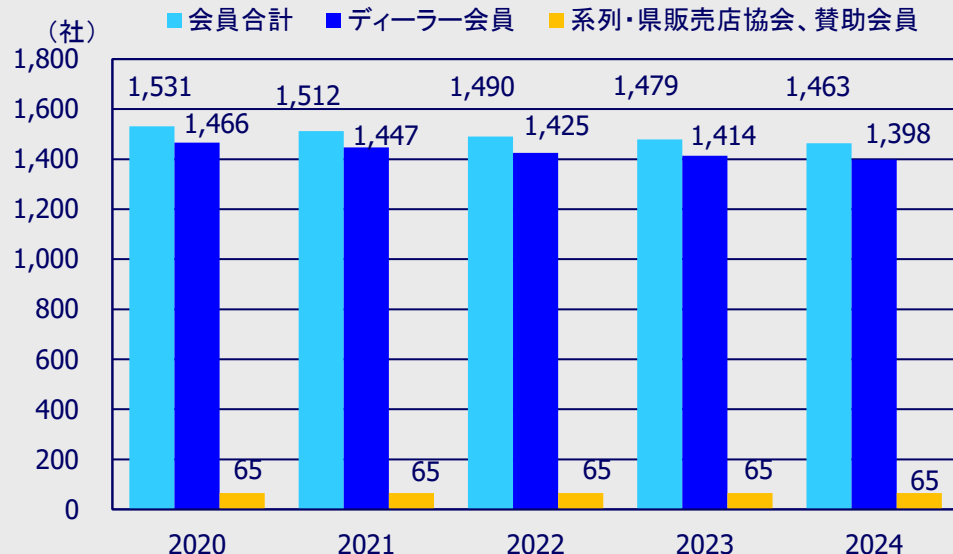
<目 的>

健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に
寄与することを目的とする

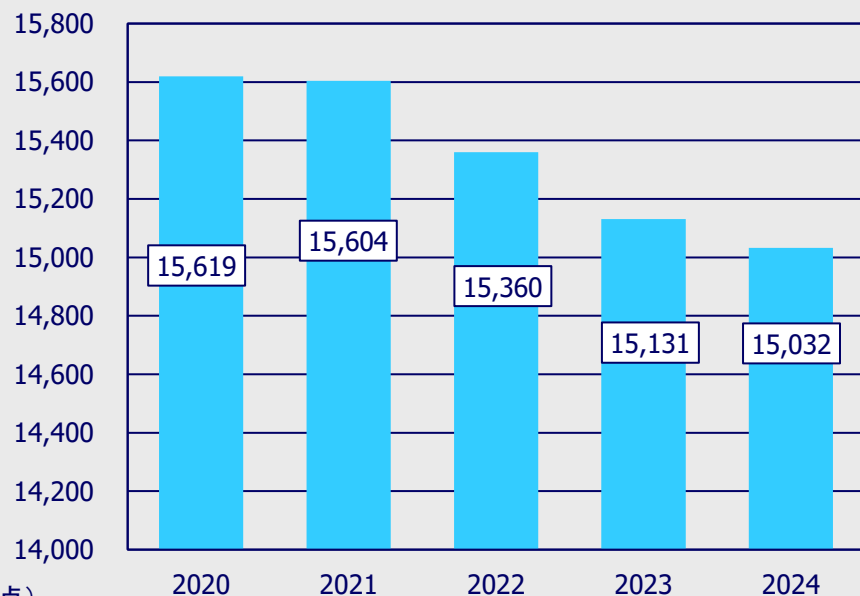
会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

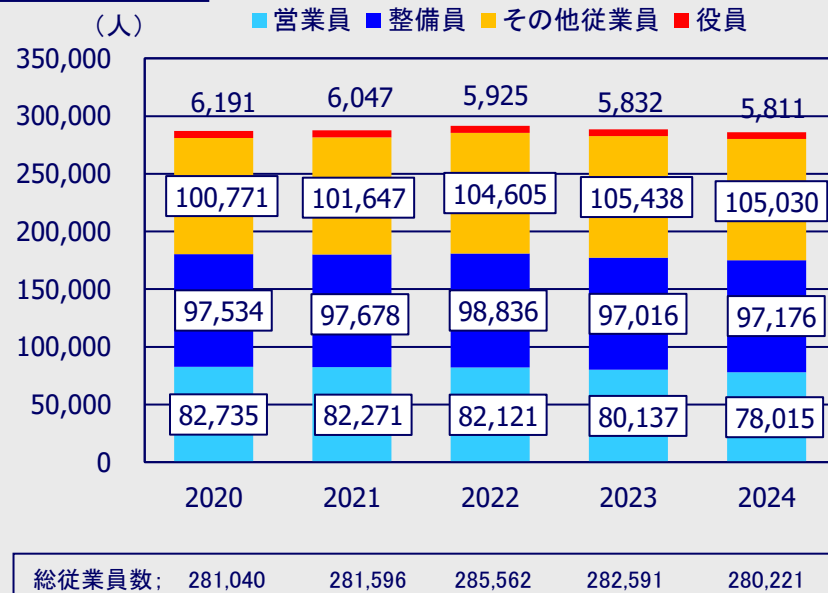
会員数



事業所数



総従業員数



会員ディーラーの取り組み

1. お客様への周知

◆商談時

車両価格表への記載

◆商談締結時

注文書(新車・中古車)への自動車リサイクル料金明細記載

◆納車時

自動車リサイクル券

2026年1月～完全電子化予定

2. 引取業者としての業務

◆最終所有者の意思確認を書面で行い

使用済自動車としての引取依頼は原則断らない

◆使用済自動車の引渡先の確認

基本契約を締結する

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

契約形態

1. 現金
2. 後払
3. 自社割賦
4. 信用購入あっせん

- ・この注文書及び別添資料の製作者記載の効力は、発注の事件及び別添資料の取扱いについて記載したものであり、これらの事項についてお読み頂き分かって頂きたい。ご署名（ご名・捺印）してください。
- ・別添契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書になります。
- ・自動返信には、クーリングオフの適用はありませんのでご注意ください。
- ・納入価格の取扱いにつきましては、後面に記載いたします。

注文書内に所小
契約のある場合
は、複入印機が
必要となります。

年 月 日

担当店舗		
担当スタッフ		

買主 注 文 者	氏名	フリガナ		漢名・姓名字		印	常設番号	
	住所	フリガナ					FAX	
	生年月日	年	月	日	性別	勤勞先	（コード）	
	職業	（コード）				電話番号		
	郵便番号	Eメール				電話番号		

使用本拠地	(コ-ド)	所有者名義
-------	-------	-------

登録名義人 使用意	買主との関係 1 買主と同じ 2 買主と異なる ()	氏名 フリガナ	買主と異なる場合のみ 振面(個人口座の扱い)に 印 記 同列します。	電話番号 F A X	
	住所	フリガナ		〒	
	生年月日	年 月 日	性別	職業	電話番号
	職業	コード	郵便番号	メールアドレス	電話番号

送保証 書人	氏名	印	買主との関係	電話番号
	住所			

貸主 金 明 細	後払金	支払日	年	月	日	支払額	円	(金融機関)										
	前払金	支払日	年	月	日	支払額	円											
	1.均等	借入金数	支払回数	支払期間	年	月	日	(手形振込人)										
	2.不均	日	回	年	月	日												
	3.均等	月	回	年	月	日	(貸主との関係)											
	4.不均	月	回	年	月	日												
	5.均等	月	回	年	月	日												
	6.不均	月	回	年	月	日												
	7.均等	月	回	年	月	日	実質年率	%	元金返済額	元	利息	元	手数料	元	税金	元	合計	元

(注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。
 前払金→後払金 割戻手数料→利息 賦税金計→後払金総額 割賦販売価格→車両代金総額+割戻手数料
 (注2) 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細金額をご確認ください。
 (注3) 借入購入あつせんの場合の各項は次のように読み替えます。
 前払金→所収資金 割戻手数料→分割払手数料 (支払日・回数・同以下の場合、消費税課税対象)
 賦税金計→立替払代金 割賦販売価格→現金販売価格+割戻手数料 賦金明細→支払内容
 (注4) 手続き代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。
 (注5) 「OSS」は、自動車保有者向けのワンストップサービスの略です。
 (注6) リサイクル料金に関連する連絡請求書は自動車リサイクルシステムより発行されます。

2204084701

【A券】 預託証明書（リサイクル券）

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0412-9501-
車 台 番 号	MXWH61-401
車 名	トヨタ

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥10,440
エアバッグ類料金	¥2,800
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥13,370

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2024年 3月19日 発行
事務処理番号：004-0360198 <1S>



※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切替し>

【B券】 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0412-9501-
車 台 番 号	MXWH61-401
車 名	トヨタ
預 託 金 額	¥13,370 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登 録 番 号

氏名・名称

事業所名称

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所 在 地

TEL.

<受領証（C券）利用時切替し>

【C券】 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0412-9501-
車 台 番 号	MXWH61-401
車 名	トヨタ

受
領
金
額

¥290

(消費税込み)

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2024年 3月19日 発行
事務処理番号：004-0360198 <1S>

2026年1月～
完全電子化に伴い廃止

使用済車引取依頼書

令和 7年 7月 23日

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。

連絡先	店舗名	
	担当者	

登録番号 T5010401042032

殿

下記の〈車両〉を下記の〈条件〉にて使用済自動車として引取依頼いたします。

< 車両 >

車台番号	MXWH61-
登録番号	葛飾 300
リサイクル券番号	0412-9501-3044
車名	トヨタ
通称名(車名)	7'リクスPHV Z
車検満了日	R 9. 3. 18
年式	R 6年式
型式	MXWH61-AHXHB
引取時走行距離	8,900
使用者	
所有者	
残債先	
(完済予定)	
残債精算方法	

< 使用済車引取依頼者(最終所有者名) >

氏名又は 名称		印
住所		
電話番号		
登録番号	無・有	

< 現車整備状況と預り預託金 >

	整備状況	預託状況	預り預託金
シュレッダグスト料金	①	②・未	0
エアバッグ類料金	③・無	④・未	0
フロン類料金	有・⑤	済・⑥	0
〔有りの場合〕理別	CFC・HFC		
情報管理料金		⑦・未	0
		合計	0

< 条件 > 引取日 令和 7年 7月 23日

お客様支払額	使用済車残債	0
	抹消登録手續代行費用(消費税込) ①	20,900
	抹消登録預り法定費用	350
	リサイクル法関連運賃合計	0
	預り自動車税種別割	0
	合計 (A)	21,250
販売店支払額	使用済車引取価格	1,000
	(課税事業者の場合) 消費税・地方消費税 10%	100
	自賠責解約金相当額	0
	合計 (B)	1,100
	差引お客様支払額 (A) - (B)	20,150

課税対象合計(税込) ①	10%	20,900
うち消費税・地方消費税		1,900

(注) 手續代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

22B32748

C42-03533



使用済自動車引渡し契約書

引渡者: (以下「甲」という)

引取者: (以下「乙」という)

甲から乙への使用済自動車引渡しおよび甲が乙に引渡した使用済自動車の解体処理等に関し、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (総則)

1. 甲および乙は、お互い協力し、継続的な取引を行い、信義に基き誠実に本契約を履行するものとする。
2. 乙は使用済自動車の甲からの引取り、解体処理、破砕業者あるいは解体自動車全部利用者等(以下「破砕事業者」という)への引渡しに関し、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という)、「水質汚濁防止法」ならびに関係法令(以下合せて「法令」という)を遵守するとともに、二次公害の発生、生活環境の破壊、地域住民からの苦情および事故が起こらないように努めるものとする。
3. 前項において、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において問題を解決し、甲に対して一切迷惑をかけないものとする。但し、甲の責任に帰すべき事由による場合を除く。
4. 甲は、乙への使用済自動車の引渡しに関し、法令を遵守する。

第2条 (乙の許可事業の証明)

1. 乙の自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、別表1-1、1-2の通りであり、乙は、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
2. 乙の自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づくフロン回収業に係る登録は、別表1-3の通りであり、乙は、乙の登録を証するものとして、登録通知書の写しを甲に提出する。
3. 本条1項の乙の許可事業あるいは第2項の登録事項に変更があったときは、乙は、速やかにその内容を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しあるいは登録通知書の写しを甲に提出する。
4. 乙は、情報管理センターおよび、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構への「システム登録完了通知書(仮称)」の写しを甲に提出する。

第3条 (情報収集および提供)

乙は、自動車製造業者等がエアバッグ類処理や解体処理についての適正化あるいは効率化に関する情報を提供している場合は、積極的にこれらを集めることに努める。

第4条 (使用済自動車の引渡条件)

1. 甲は、別表2の事業所にて、乙に自動車を引渡す。
2. 乙は甲から使用済自動車の引取り依頼があった場合、原則3日以内に引取るものとする。但し、乙において特段の事情がある場合はこの限りではない。

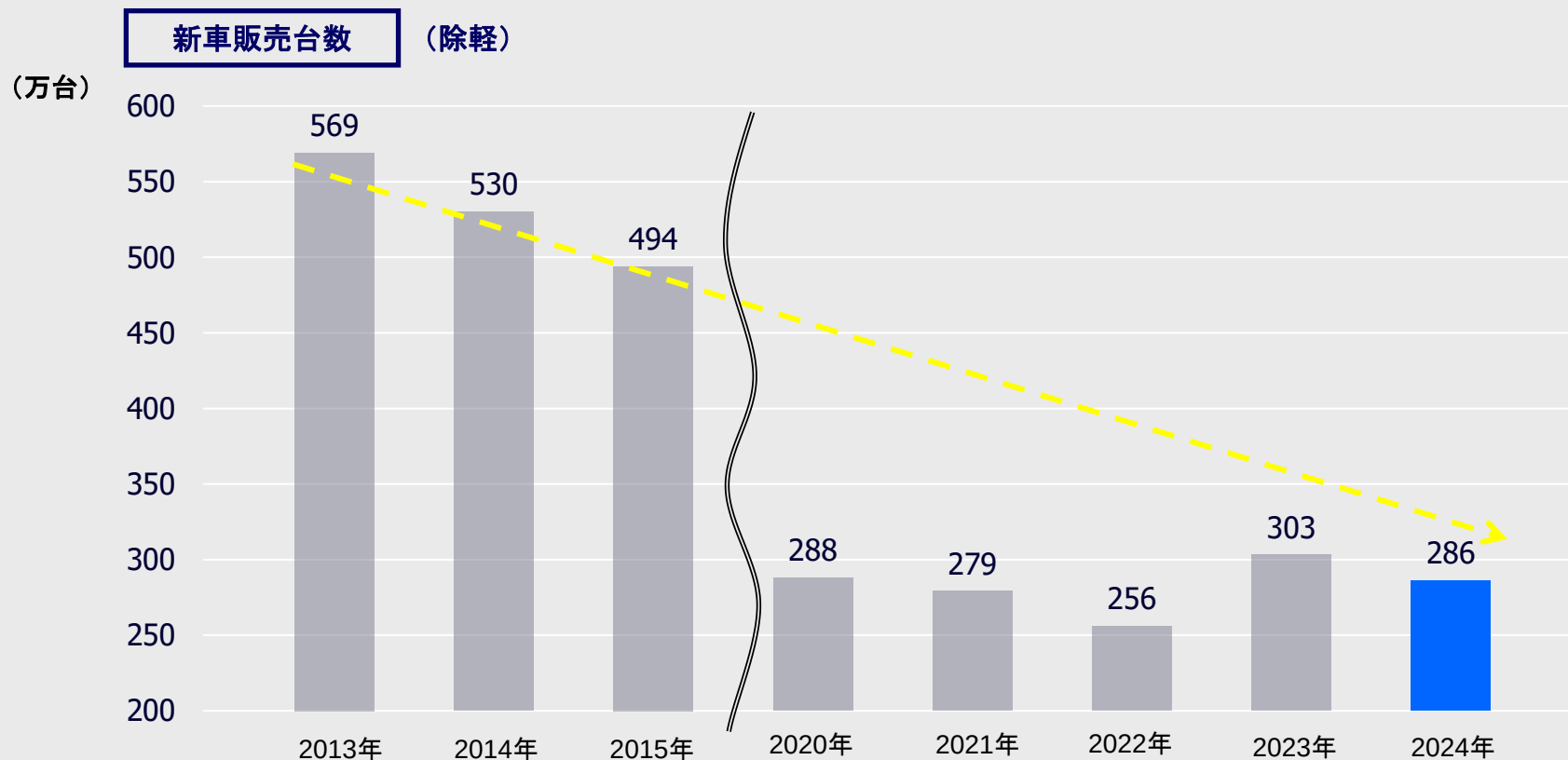
第5条 (電子マニフェストの入力)

1. 甲は、乙に使用済自動車を引渡す都度、3日以内に情報管理センターに引渡し報告をする。
2. 甲は、前項において、当該使用済自動車のフロン類、エアバッグ類の整備状況を把握し、自動車

○新車販売台数の減少

新型コロナウイルスの流行は、国際的な物流停滞や工場稼働停止を招き、半導体不足の長期化と相まって新車供給を制約した結果、新車販売の減少を招いた。

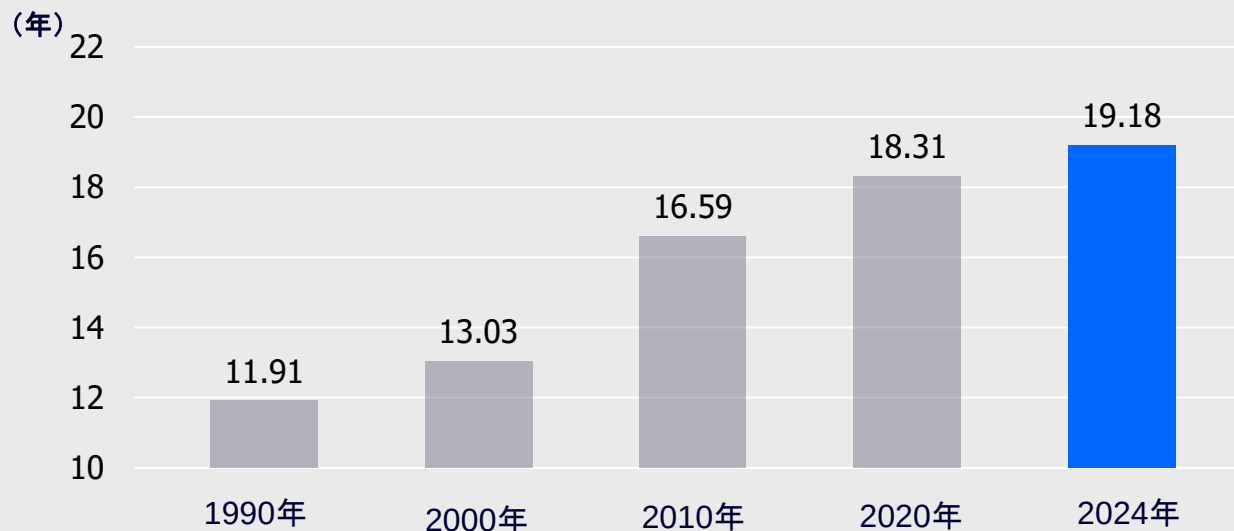
これに伴い、下取車や廃車の発生件数も連動して減少し、中古車市場やリサイクル関連分野に波及的な影響を与えている。



○自動車の平均使用年数長期化

車両性能の向上、所得の伸び悩みにより、消費者の買い替えサイクルは延長傾向にある。
この傾向は、使用済み自動車の発生を抑制する要因となる。

平均使用年数 (除軽)



平均使用年数: 国内で新規(新車)登録されてから抹消登録するまでの平均年数 を算出

一般財団法人自動車検査登録情報協会より

○中古車輸出の拡大

国内中古車小売は長期的に減少傾向にある一方、輸出は増加基調を強め、円安進行等もあり、日本の中古車は海外市場で高い競争力を有している。輸出台数の増加と、リサイクル制度のルートを通らない海外への流出は、国内の使用済自動車が減少している要因の一つと考えられる。

